

沼津市障害者相談支援事業実施要綱

平成23年3月29日部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、沼津市（以下「市」という。）が実施する地域生活支援事業における障害者相談支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市とする。ただし、事業の一部又は全部を、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定を受けた、又は法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けた社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、法第4条に定義される障害者、障害児、及びその保護者又は家族であって、原則として市内に居住している者とする。

(支援センター等の設置)

第4条 市は、適切な事業を実施するため、障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）及び障害者基幹相談支援センター（以下「基幹支援センター」という。）を設置する。基幹支援センターの設置に関する要綱は別途定めるものとする。

2 市は、支援センター及び基幹支援センター相互における情報交換等の連携を図り、事業が円滑かつ適切に実施できるよう体制整備に努めるものとする。

3 市は、事業に従事する職員等の資質向上を図るため、必要に応じ研修の機会を設けるものとする。

(事業の内容)

第5条 支援センターは、別表1及び別表2に掲げる事業を実施する。

(支援センターの組織)

第6条 支援センターは、常勤かつ専従の相談支援専門員（指定相談支援の提供に当る者として厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第549号）に該

当する者をいう。以下次項において同じ。)を1人以上、及び非常勤又は兼務の相談支援員(福祉に関する専門的資格を有する者をいう。以下次項において同じ。)を常勤換算で1人以上置く。

(服務心得)

第7条 事業に従事する者は、次の各号に留意してサービスを遂行しなければならない。

- (1) 対象者の人格を十分尊重し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 業務上知り得た対象者の身上及び家庭情報等については、支援業務以外には用いないほか、沼津市個人情報保護条例(平成12年条例第38号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう適正に取り扱うこと。
- (3) 資質の向上のため、県、市及び関係機関等が主催する研修に積極的に参加すること。
- (4) 相談記録などの書類を整備するとともに、記録を適正に保管すること。

(設備及び開所日時)

第8条 支援センターは、対象者が安心して事業を受けるために必要なスペースを確保するものとする。

2 支援センターは、1日8時間以上かつ週5日以上開所し、来所等による相談支援に対応できる体制を整えるものとする。また、電話・FAX・メール等による相談支援を通年24時間対応できる体制又はこれと同様と認められる体制を整えるものとする。

(利用料)

第9条 支援センターにおける事業に係る利用料は、無料とする。

(報告)

第10条 支援センターは、事業の実施状況を市の指定する様式により定期的に市に報告するものとする。

(公正・中立性の確保)

第11条 支援センターは、事業を実施するにあたり、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正性及び中立性を確保しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱が定めるもののほか必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

付 則（平成23年3月29日市民福祉部長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日市民福祉部長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日市民福祉部長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月23日市民福祉部長決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和3年2月1日市民福祉部長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

支援センターにて実施する事業	
基礎相談事業	<p>障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス及びその他のサービス利用に関する支援 (2) 自立した日常生活及び社会生活を営むための支援 (3) 福祉に関する各般の問題に対する支援 (4) 厚生労働省令で定める便宜を供与するための支援 (5) 障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための支援 (6) 成年後見制度利用支援等の障害者等の権利擁護に必要な支援 (7) 関係機関等との協働による相談支援 (8) その他障害者等の生活に関わる相談支援
ピアカウンセリング事業	<p>障害者相互が協力し、社会生活上必要とされる心構え及び生活能力を習得するために必要な援助を行う事業を実施する。</p>
沼津市障害者自立支援協議会に関する事業	<p>沼津市障害者自立支援協議会の運営に対する支援及び各専門部会の運営に関する事業を実施する。</p>
住宅入居支援等事業	<p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者（共同生活援助を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整等を行うものとし、次に掲げる事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続きに関する事業 (2) 利用者の生活上の課題に対し、夜間を含め、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整に関する事業

別表第2（第5条関係）

基幹支援センターにて実施する事業	
基礎相談機能強化事業	<p>支援センターにて実施する事業で扱う処遇困難な事例等へ対応するため、次に掲げる事業を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 支援困難事例への指導及び助言(2) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する指導・助言(3) 市内に事務所を存する指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者等に対する包括的な指導及び助言(4) 地域の相談支援ネットワークの構築(5) 支援センターへの指導及び助言(6) ケア会議、サービス調整会議等の開催協力